

第 55 回関西支部勉強会

企業のビジネスやデザイナーの創作を支える意匠行政

日時 2017年 1月 13日 (金) 12:00-13:05 (-13:30 ぐらい)

場所 京都大学 吉田泉殿

ゲスト 田中 寛人さん (特許庁 審査第一部 意匠課 課長補佐)

人数 17人

今回の関西支部勉強会も、平日のランチ時に実施しました。

寒くなって来た今日この頃。でも、吉田泉殿のセミナー室は掘りごたつのように
なっているので、ほっこり楽しく勉強会を開催することができました。

今日は、京都市内から足を運んでくれた人、京大で働いている人、京大で学ん
でいる人、京大以外で学んでいる人などが集いました。

13時すぎに勉強会が終わった後も、引き続き田中さんへの質疑応答を行いました。
た。

関西支部勉強会レポート

だいたいの流れ：

-12:10

ゆるゆる集まる。

12:15-12:50

田中さんからの話題提供

12:50-13:05

質疑応答や議論など

13:05-13:30 ぐらい

質疑応答

ネットワーキングタイム

お話の詳細：

1. 自己紹介

- 京都大学の出身。
- 特許の審査や意匠の仕事、学生さんの採用等に関わっています。

2・意匠権と著作権

- 意匠権と著作権は違う。
- 最近では3Dプリンターなどの登場で模倣のハードルが低くなった。
- デザインは模倣が容易にできてしまう。
- 模倣にただ乗りする人たちを排除する仕組みが必要。

3. 意匠登録要件

- 意匠権を付与するか否かの要件として、特に重要なものに「新規性」と「創作性」がある。
- 意匠権によって、ビジネスが守られ、ビジネスが発展することが期待される。

4・意匠権

- 意匠は文化と深く関連がある場合もある。
- それぞれの国に対してそれぞれ出願しなければいけないことがあり、国によってその審査過程が違うこともある。

- 条約（ハーグ協定のジュネーブ改正協定）への加入により、国境を越えた意匠登録出願が可能に。

5・現在の動き

- 例えば、従来はスマートフォンの画面上のデザインを意匠権で保護できなかった。
- しかしデザイナーの苦勞や努力はきちんと評価されるべき。
- 最近審査基準が改訂され、もともと組み込まれていた画像だけでなく、アップデートやソフトのインストールによって記録された画像も登録対象となった。
- 意匠権が、できるだけユーザーに寄り添い、ユーザーに使いやすいものであるとよい。
- 意匠権の重要性は高まっている。

5. 質疑応答や議論など

Q.「新規性」ってどうやって判断するの？

A. 「あるのかないのか」、「見つからないだけなのか」の判断が難しい。でも、長く同じ製品分野のデザインの動向を観察していると、新規な創作のポイントがわかるようになってくる。

Q. 「新規性」や「創作性」の判断は将来的に AI が担えると思う？

A. 「新規性」を判断するための材料は AI によりいずれ提供できるようになるかもしれないが、そのハードルは高い。さらに「創作性」となってくると難しいのではないかな。

Q. 言語や文化の違いは問題になる？

A. 当業者はあらゆる言語に精通し、通常の知識を有する仮想的な存在という前提がある。だから言語や文化の違いは問題にならないということになっている。

科学コミュニケーション研究会 関西支部有志

第 55 回 記録担当：一方井祐子（京都大学）

第 55 回 運営担当：一方井祐子（京都大学）、加納 圭（滋賀大学/京都大学）、

水町 衣里（京都大学）